

# 久米南町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

2022（令和4）年5月

久 米 南 町

## 目 次

1	背景	
1. 1	地球温暖化問題に関する国内外の主な動向	1
1. 2	地球温暖化問題に関する本町の主な取組	2
2	基本的事項	
2. 1	目的	3
2. 2	対象とする範囲	3
2. 3	対象とする温室効果ガスの種類	3
2. 4	計画期間	4
2. 5	位置づけ	4
3	温室効果ガス総排出量の状況	
3. 1	算定方法	5
3. 2	排出状況	5
3. 3	分析結果	8
4	温室効果ガスの排出削減目標	
4. 1	目標設定の考え方	9
4. 2	削減目標	9
5	目標達成に向けた取組	
5. 1	取組の基本方針	10
5. 2	具体的な取組内容	10
6	推進体制と進捗状況の公表	
6. 1	推進体制	12
6. 2	組織の役割	12
6. 3	点検・評価	12
6. 4	進捗状況の公表	12



## 1 背景

### 1. 1 地球温暖化問題に関する国内外の主な動向

20 世紀半ば以降に見られる地球規模の気温の上昇、すなわち現在問題となっている地球温暖化の支配的な原因は、人間活動による温室効果ガスの増加である可能性が極めて高いと考えられています。

大気中に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスには、海や陸などの地球の表面から地球の外に向かう熱を大気に蓄積し、再び地球の表面に戻す性質（温室効果）があります。18 世紀半ばの産業革命の開始以降、人間活動による化石燃料の使用や森林の減少などにより、大気中の温室効果ガスの濃度は急激に増加しました。この急激に増加した温室効果ガスにより、大気の温室効果が強まったことが、地球温暖化の原因と考えられています。（国土交通省・気象庁 HP より）

2015（平成 27）年にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、気候変動の脅威に世界全体で対応するための国際的な枠組みであるパリ協定が締結され、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べ 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」等の世界共通の長期目標が掲げられました。

2018（平成 30）年 10 月に韓国・仁川で開催された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 48 回総会において、1.5℃特別報告書（※1）の政策決定者向け要約（SPM）が承認されるとともに、報告書本編が受諾されました。この特別報告書では、パリ協定の目標を実現するには、「2050（令和 32）年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることが必要」とし、各国における温室効果ガス削減対策の緊急性が示されました。

2015（平成 27）年 9 月の国連サミットにおいて SDGs（持続可能な開発目標）（※3）が採択され、気候変動などの環境問題を含む経済的・社会的な課題の解決が重要視されており、行政や企業等をはじめ、多様な主体のパートナーシップによる取組が進められています。

国では、2020（令和 2）年 10 月に、菅内閣総理大臣の所信表明演説において、2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」（※3）を宣言し、この「2050 年カーボンニュートラル」を基本理念とする地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）を改正し、法定化されました。

2021（令和 3）年 4 月に開催されたアメリカ主催の気候サミットにおいては、温室効果ガスを 2013（平成 24）年度を基準として、2030（令和 12）年度までに 46%削減することを目指し、更に 50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを宣言しました。

※1：正式タイトル：1.5℃の地球温暖化：気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な開発及び貧困撲滅への努力の文脈における、工業化以前の水準から 1.5℃の地球温暖化による影響及び関連する地球全体での温室効果ガス

(G H G) 排出経路に関する I P C C 特別報告書

※2 : 2001 (平成 13) 年に策定されたミレニアム開発目標 (M D G s) の後継として、2015 (平成 27) 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 (令和 12) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。

※3 : カーボンニュートラルとは温室効果ガスの排出を全体としてゼロとすることを意味し、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

## 1. 2 地球温暖化問題に関する本町の主な取組

本町では、温対法第 2 1 条第 1 項の規定により、2009 (平成 21) 年 6 月に久米南町地球温暖化対策実行計画を策定し、本町の事務事業に起因する温室効果ガスの排出削減について、全ての町職員により実践しています。

2021 (令和 3) 年 2 月には、岡山市を中心とする 1 3 市町で構成する岡山連携中枢都市圏において、2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す取組を行うことを共同で宣言しました。

この宣言の実現に向け、2017 (平成 29) 年 3 月に策定した久米南町公共施設等総合管理計画を 2022 (令和 4) 年 1 月に改訂し、新たに脱炭素化の推進方針を加えるなど、公共施設の率先したエネルギー使用量削減に向け、本町の事務事業における地球温暖化対策を更に加速させ、持続可能なまちづくりを目指して取り組んでいます。

## 2 基本的事項

### 2. 1 目的

久米南町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」という。）は、温対法第21条第1項の規定により市町村等に策定が義務付けられているもので、「温室効果ガスの排出の量の削減」に関する計画として策定するものです。2013（平成25）年策定の久米南町地球温暖化計画の後継計画として、本町の事務事業にかかる温室効果ガスの排出量削減に取り組むとともに、更なる地球温暖化対策を推進することを目的としています。

### 2. 2 対象とする範囲

本計画の対象とする範囲は、本町の全ての事務事業としますが、算定するのは本町の主要な事務事業とします。なお、指定管理者制度により管理する施設と他に貸与することを目的とする施設（町営住宅等）は、本計画の対象外としますが、可能な限り受託者等に対して、本計画に沿った取組を実践するように要請するものとします。

### 2. 3 対象とする温室効果ガスの種類

温対法第2条第3項に規定する二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の温室効果ガスのうち、二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、排出量全体に占める割合が極めて小さいこと、排出量の算定が困難であることなどから、本計画で対象とする温室効果ガスは二酸化炭素のみとします。

表1 温対法第2条第3項に規定する温室効果ガス

種類		主な発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素	CO <sub>2</sub>	電気の使用、燃料（ガソリン、灯油、軽油、A重油）の燃焼	1
メタン	CH <sub>4</sub>	自動車の走行、化石燃料の燃焼	25
一酸化二窒素	N <sub>2</sub> O	自動車の走行、化石燃料の燃焼	298
ハイドロフルオロカーボン	HFC	カーエアコンの使用や廃棄時など	1,430
パーフルオロカーボン	PFC	半導体などの製品の洗浄	7,390~17,340
六ふっ化硫黄	SF <sub>6</sub>	電気機械器具などの電気絶縁ガス	22,800
三ふっ化窒素	NF <sub>3</sub>	半導体の製造など	17,200

地球温暖化係数は、各温室効果ガスが地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸

化炭素を基準に係数で表したものです。

## 2. 4 計画期間

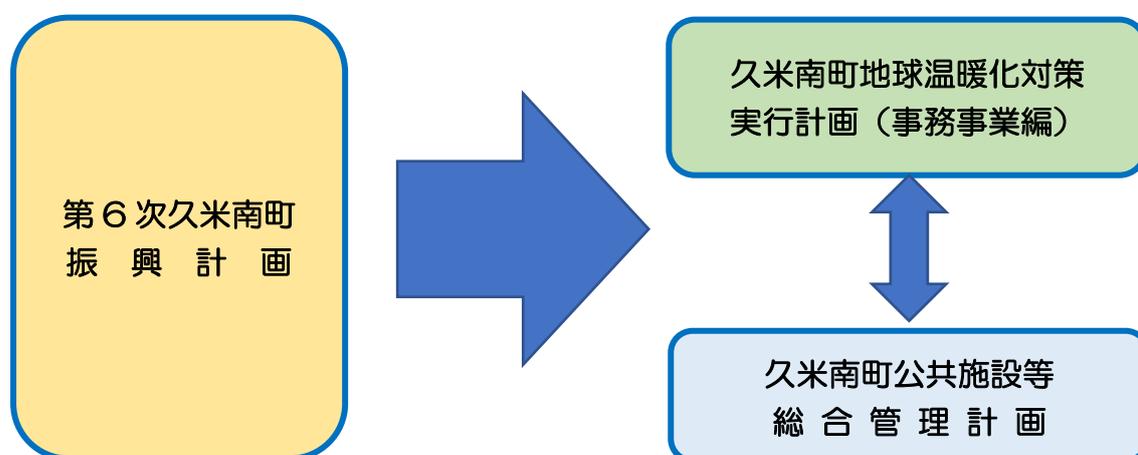
本計画は、2022（令和 4）年度から 2030（令和 12）年度までを計画期間とします。ただし、情勢等が大きく変化した場合は、必要に応じた見直しを行います。

基準年度は、国の地球温暖化対策計画（以下「国の温対計画」という。）における温室効果ガス排出削減目標の基準年度に準じて、2013（平成 25）年度とします。

## 2. 5 位置づけ

本計画は、温対法及び国の温帯計画を根拠とし、本町における上位計画等との関連を踏まえて策定しました。

表 2 本計画の位置づけ



### 3 温室効果ガス総排出量の状況

#### 3. 1 算定方法

本計画における温室効果ガス総排出量の算定方法は、温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン（2020（令和2）年3月、環境省）に基づき、1年間の活動量（エネルギー使用量）に単位当たりの温室効果ガス排出係数を乗じることにより算定します。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量（エネルギー使用量）} \times \text{排出係数}$$

表3 二酸化炭素排出係数

項目	温室効果ガス排出係数	単位
電気	電気事業者別排出係数による（※4）	kg-CO <sub>2</sub> /kwh
ガソリン	2.32	kg-CO <sub>2</sub> /l
灯油	2.49	kg-CO <sub>2</sub> /l
軽油	2.58	kg-CO <sub>2</sub> /l
A重油	2.71	kg-CO <sub>2</sub> /l
LPG	3.00	kg-CO <sub>2</sub> /kg

LPGの単位は「kg」であるため、1m<sup>3</sup>=2.183kgに換算して算定します。

※4：電気事業者別排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条第1項第1号口の規定に基づき、毎年公表される環境大臣及び経済産業大臣の告示により示される基礎排出係数を用います。

電気事業者別排出係数は、「温室効果ガス総排出量」の算定を行う年度（以下「N年度」という。）の11月から12月頃に、N-1年度実績に基づいた排出係数が告示・公表されます。

本計画では、N年度に行う「温室効果ガス総排出量（N-1年度実績）」の算定には、N年度に告示・公表される基礎排出係数（N-1年度実績）を用いて算定します。ただし、N年度の排出係数（N-1年度実績）の告示・公表がなされるまでの間、N-1年度に告示・公表される基礎排出係数（N-2年度実績）を用いて仮算定を行うものとします。

#### 3. 2 排出状況

基準年度である2013（平成25）年度における温室効果ガス排出量は、1,195,593kg-CO<sub>2</sub>でした。

表4 本町の施設別エネルギー使用量（2021（令和3）年度）

	電気 (kWh)	ガソリン (ℓ)	灯油 (ℓ)	軽油 (ℓ)	A重油 (ℓ)	LPG (m <sup>3</sup> )
庁舎	166,991	8,860	25	0	9,416	106.2
弓削保育園	47,171	158	120	0	0	910.7
誕生寺保育園	23,126	115	0	0	0	446.3
神目保育園	35,792	144	0	0	0	840.4
治部邸	15,239	0	91	0	0	160.8
美しい森	14,390	0	20	0	0	56.5
北庄棚田の里 交流館	8,889	0	0	0	0	7.7
下水道処理場	195,075	0	0	0	0	0.0
中央公民館	10,278	0	0	0	0	0.6
誕生寺公民館	24,297	0	0	0	0	0.4
竜山公民館	3,293	0	0	0	0	0.0
神目公民館	18,558	0	0	0	0	0.1
もむらふれあい 交流館	5,176	0	0	0	0	38.6
弓削小学校	59,890	0	1,200	0	0	27.0
誕生寺小学校	50,729	0	200	0	0	56.9
神目小学校	62,401	0	110	0	0	12.6
久米南中学校	121,929	0	60	0	0	0.5
給食センター	138,675	0	0	835	0	740.3
文化センター 図書館	256,444	0	21,310	0	0	0.0
町民運動公園	19,155	295	40	0	0	15.9
合計	1,274,498	9,572	23,176	835	9,416	3,421.5

表5 本町の事務事業における温室効果ガス総排出量

	2013年度	2019年度	2020年度	2021年度
二酸化炭素	1,195,593	935,832	838,085	783,432
基準年度比	—	▲21.7%	▲29.9%	▲34.5%

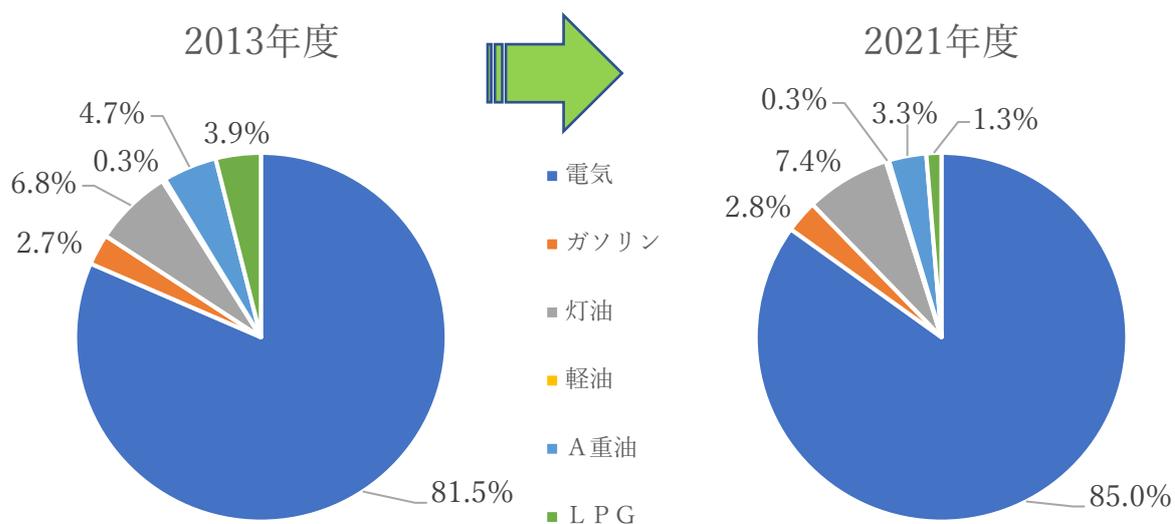
(単位：kg-CO<sub>2</sub>)

表6 本町の事務事業におけるエネルギー別温室効果ガス排出量

	2013年度	2019年度	2020年度	2021年度
電気	974,848	818,409	722,629	665,576
ガソリン	32,558	30,185	24,266	22,209
灯油	81,759	56,130	55,627	57,708
軽油	3,312	2,116	1,883	2,157
A重油	56,229	19,919	25,420	25,517
LPG	46,887	9,074	8,261	10,265

(単位：kg-CO<sub>2</sub>)

表7 本町の事務事業におけるエネルギー別温室効果ガス排出割合



また、エネルギー別で比較すると、最も温室効果ガス排出量が多いのは電気で、約85%を占めています。ただし、技術の進歩により電気の温室効果ガス排出量は減少しています。

なお、2013（平成25）年度以後における本町の事務事業の主な変更点は次のとおりです。

- (1) 2014（平成26）年度に神目小学校の空調（暖房）の熱源をA重油から電気に変更

- (2) 2016（平成 28）年末をもって町民バスの運行を廃止し、委託によるスクールバスの運行に変更 軽油の使用量削減
- (3) 2018（平成 30）年度に給食センターを新たに建設 設備と空調を電化することにより L P G の使用量削減
- (4) 2021（令和 3）年度に庁舎等複合施設建設事業用地のため、中央公民館を解体撤去

### 3. 3 分析結果

本町では、基準年度である 2013（平成 25）年度以降、省エネ対策を進めてきました。

また、基準年度に比べて電力会社の二酸化炭素排出係数が下がっています。こうした町独自の取組効果や電力会社の二酸化炭素排出係数の低減の取組により、基準年度から直近の 2021（令和 3）年度にかけて 4 1 2, 1 6 1 kg-C O 2、約 3 5 % を削減しています。

#### 4 温室効果ガスの排出削減目標

##### 4. 1 目標設定の考え方

国の温対計画を踏まえて、本町の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

##### 4. 2 削減目標

目標年度である2030（令和12）年度に、基準年度である2013（平成25）年度比で50%削減することを目標とします。

基準年度比	50%削減
目標総排出量	598t-CO <sub>2</sub>

## 5 目標達成に向けた取組

### 5.1 取組の基本方針

本町における温室効果ガス排出削減目標を達成するため、本町は実施する事務事業に関して、これらの執行に係る全職員が次の取組の推進に努めるものとします。

- (1) 施設の建設、大規模改修等に際しては、省エネ技術要素を組み合わせた設備の導入が可能であるため、久米南町公共施設等総合管理計画に基づき、建物用途を考慮し、省エネ性能の高い施設となるよう検討します。
- (2) 地球温暖化対策関連の国庫補助事業等の活用可能性がある財源の情報を収集し、導入事業実施の可否を検討します。
- (3) 導入事業実施後は、導入前後のエネルギー使用量等を比較し、導入効果を把握し、その効果を報告します。
- (4) 職員一人一人ひとりが省エネに取り組めます。

### 5.2 具体的な取組内容

#### (1) 設備導入・更新

項目	取組内容
1 照明	照明器具は、LED照明等の高効率照明への切り替えを推進します。
	施設の建設や大規模改修時には、トップライトの採用、自然光が入りやすい部屋割り、窓、照明器具等の配置を工夫します。
2 冷暖房	空調機器の設置や更新時には、高効率型の設備を推進します。
	施設の建設や大規模改修時には、施設の断熱化を図り、複層ガラスや高性能断熱サッシ等の導入に努めます。
3 その他省エネ	設備の新規導入や大規模改修時には、再生可能エネルギー設備の導入に努めます。
	施設の統廃合による効率化を検討します。
4 公用車	公用車の更新時には、低公害車やクリーンエネルギー自動車の導入を検討します。

#### (2) 職員

項目	取組内容
1 照明	作業等に必要箇所のみ点灯に努めます。
	夜間、休日等の作業における照明は、必要最低限の箇所のみ点灯に努めます。
2 冷暖房	外気温度が概ね20℃～27℃の期間は、窓の開閉による自

	<p>然換気で室温を調整します。</p>
	<p>空調の設定温度は、夏季の冷房は室温 28℃、冬季の暖房は室温 20℃に努めます。</p>
	<p>クールビズ・ウォームビズの取組を推進します。</p>
<p>3 その他省エネ</p>	<p>PCは、電源管理（低電圧モードや外勤時に電源を切る。）に努めます。</p>
	<p>残業抑制を徹底し、照明や電気機器等の集約的な使用に努めます。</p>

## 6 推進体制と進捗状況の公表

### 6. 1 推進体制

本計画の推進体制として、庁内に推進本部とプロジェクトチームからなる地球温暖化対策推進委員会を設置します。

表7 地球温暖化推進委員会

区分		職名	備考
推進本部	委員長	町長	本部長
	副委員長	副町長	副本部長
	委員	教育長、各課長、会計管理者、議会事務局長	本部員
P	リーダー	税務住民課長	
T	メンバー	各課長が指名した職員	
事務局		税務住民課	

### 6. 2 組織の役割

#### (1) 推進本部

本計画の効率的な推進と継続的な温室効果ガス排出削減を図るため、庁内の進行管理を行うとともに、本計画を推進します。

プロジェクトチームから報告・提案のあった内容を審議し、目標達成のための施策の方向性を決定します。

#### (2) プロジェクトチーム（PT）

本計画に基づく温室効果ガス排出量削減のための施策を企画し、推進本部に提案します。また、職場内での実施状況や点検・評価・報告を行い、環境配慮の取組を推進します。

#### (3) 事務局

本計画の対象とする温室効果ガス排出量を把握し、推進本部等会議や公表資料の作成を行います。また、庁内に適切な情報提供を行うとともに、環境配慮の取組を推進します。

### 6. 3 点検・評価

本計画の対象とする事務事業における省エネ設備の導入や取組の実施状況、エネルギー等の使用状況、温室効果ガス排出量のデータに基づき、地球温暖化対策推進委員会において計画の進捗について、点検・評価・指示を行います。

### 6. 4 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は毎年、計画の見直しはその都度、久米南町ホームページ等で公表します。